

令和3年度「環境の日」及び「環境月間」行事実施要領

環境省

1. 背景

環境の日・環境月間は、昭和47年6月5日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」に由来します。

国連は、「国連人間環境会議」での我が国の提案を受けて、毎年6月5日を「世界環境デー」と定めました。世界各国では、この日に、環境保全の重要性を認識し、行動の契機とするため各種行事を行っています。

また、平成5年11月に制定された「環境基本法」においては、事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、6月5日を「環境の日」と定め、国、地方公共団体等においてこの趣旨にふさわしい各種の催し等を実施することとされています。

これらを踏まえ、6月の1か月間を「環境月間」として設定し、環境保全に対する関心を高めるための啓発活動を行っています。

2. 環境月間における取組について

令和3年度の「環境の日」を中心とする「環境月間」においては、国民一人ひとりが環境問題への理解を深め、日々の暮らしの中で行動に移していくことを目指します。

環境省では以下のような政策を実施しており、これらに関連する各種行事等を実施します。

○ 「3つの移行」による持続可能で強靭な経済社会への「リデザイン（再設計）」

ウィズコロナ・ポストコロナ時代において「脱炭素社会への移行」「循環経済への移行」「分散型社会への移行」という「3つの移行」による、持続可能で強靭な経済社会への「リデザイン（再設計）」を強力に進めていきます。この3つの移行は経済社会の「エンジン」（競争力の源泉）であり、「ワクチン」（地球環境リスクへの予防）であります。

①脱炭素社会への移行

新型コロナウイルス感染症と、「気候危機」とも言われる気候変動問題は、ともに人類にとっての重大な脅威です。私たちは、コロナショックを乗り越えながら、気候変動対策を一層強化していく必要があります。デジタル化、分散化、レジリエンス強化といった経済社会の変化やニーズも梃子にしながら、ゼロカーボンシティ（2050年CO₂実質排出ゼロを宣言した自治体）の動きとも連携しつつ、「環境と成長の好循環」をもたらす「脱炭素社会」への移行を加速化していきます。

②循環経済への移行

廃棄物等の循環的な利用や適正処理を進めるとともに、資源循環ビジネスの活性化等を図り資源生産性を高めていくことなどを通じて、ポストコロナ時代を支える新たな競争力の源泉として「循環経済」への移行を進めていきます。

③分散型社会への移行

ゼロカーボンシティの急速な拡大や災害発生時のレジリエンス強化の要請により、地域における再エネ等の自立・分散型エネルギーの導入のニーズが高まっています。また、新型コロナウイルス感染症は、都市への一極集中のリスクを浮き彫りにした一方で、人々の自然・健康への関心を高め、また、テレワーク等の普及拡大によりライフスタイルの選択肢は多様化しています。さらに、異常気象が頻発している昨今、防災に気候変動の視点を取り入れることが必然となっています。こうした経済社会の変化やニーズを捉え、再エネや自然・生物多様性等の地域資源を活かす「分散型社会」への移行を進めます。

また、これらに加えて、以下のような観点に重点を置いて、環境保全活動の普及・啓発に関する各種行事等を実施します。

○科学的な知見の身近なレベルでの理解

環境問題の科学的・社会的知識を、身近なレベルで理解いただき、より具体的かつ効果的な行動の促進と継続につなげていきます。

○環境政策・取組への理解と参加

環境問題の解決に向けた環境政策の必要性や効果について、理解を深めていただき、環境政策や環境保全活動への参加を広げていくことを目指します。また、国、地方公共団体、企業、NGO・NPO、報道機関、研究機関等の幅広いステークホルダーが連携・協力して取り組みます。

さらに、令和2年3月末に統合を決定した以下の月間及び週間に連続した取組についても、「環境月間」と統合的に実施することとします。

なお、従前より、地域の実情等に応じて実施している環境美化活動について、引き続き、「ごみゼロの日」等において実施することを妨げるものではありません。

- ・ごみ減量・リサイクル推進週間
- ・オゾン層保護対策推進月間
- ・地球温暖化防止月間
- ・大気汚染防止推進月間

3. 実施方針

(1) 実施期間

環境の日： 6月5日

環境月間： 6月1日から30日までの1か月間

(2) 実施主体

環境省、関係府省等、地方公共団体、企業、NGO・NPO、報道機関等

(3) 行事等

「環境の日」及び「環境月間」の趣旨に沿った行事の例としては、次のようなものが考えられます。また、実施される各種事業について広く周知を図り、国民多数の参加を得るよう努めます。

- ・意識の啓発：講演会、シンポジウム、セミナー、映画会、環境保全活動コンテスト等のつどい、SNSやホームページを活用した発信強化
- ・知識の普及：環境展、環境技術・環境保全型商品やエコカーの展示、施設の公開、工場等の見学、環境保全施策の説明会
- ・実践活動：
 - ・省エネ機器への買換えなどのエコ商品選択の推進
 - ・空調・冷蔵冷凍機器・照明等における節電
 - ・ライトダウン
 - ・エコ通勤等自動車から環境負荷の小さい交通への転換
 - ・エコドライブ
 - ・環境家計簿
 - ・エネルギー使用量・温室効果ガス排出量の「見える化」
 - ・J-クレジット等を活用したカーボン・オフセット及び再エネ電気100%化の実施
 - ・クールビズ（冷房温度の適正化及び服装の工夫）等地球温暖化防止活動（COOL CHOICEの推進）
 - ・レジ袋やワンウェイのプラスチックの削減等リデュース・リユース・リサイクルの取組
 - ・食品ロス削減のための食べきり運動
 - ・不法投棄監視活動
 - ・一斉清掃活動（海岸を含む）
 - ・植樹等の地域美化運動
 - ・自然観察会等自然に親しむ野外活動
 - ・飼養動物の愛護と適正管理の普及啓発活動
- ・顕彰：環境保全に尽力した方、環境保全作品等の表彰